

## 4月企画運営委員会次第

日 時 平成 27 年 4 月 9 日(木)14:30～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 新企画運営委員会への辞令交付
  - (2) 平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
  - (3) 第 49 回神奈川県保育事業大会の開催について
  - (5) 第 56 回関東ブロック保育研究大会について
  - (6) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 14-22,14-23、15-1
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

閉 会

※5月企画運営委員会(予定)

平成 27 年 5 月 21 日(木)14:30～ 県社会福祉会館

平成 27 年度

一般社団法人神奈川県保育会

# 総 会 資 料

日 時 平成 27 年 4 月 25 日 (土)

11:10~

場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階

第 1・2 研修室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

# 総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人の選任
- 5 議 事
  - (1) 報告事項
    - ア 平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
    - イ 平成26年度会計監査報告について
- 6 質 疑
- 7 閉 会

[報告事項 ア]

平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告

平成 26 年度は、平成 27 年度から施行される子ども・子育て支援新制度の実施に向け、国の「子ども・子育て会議」において、具体的運用に向けた各種基準や公定価格の骨格のとりまとめが行われ、各種政省令が告示されました。これを受け各自治体において条例の制定など準備作業が行われました。

本会としても 7 月には県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員の連絡協議会において、全国保育協議会副会長 小島 伸也氏を講師に「子ども・子育て支援新制度の取り組み状況」と題し勉強会を開催するとともに県・市町村との情報交換を行いました。

この新制度の実施について大きな課題が保育士の確保であり、神奈川県保育士会からいただいた意見をもとに「保育士の処遇改善」について全国保育協議会会長、全国保育士会会長に要望しました。

また、保育士の配置、保育士の処遇改善について県保育会理事長と日本保育協会神奈川県支部長連名で「平成 27 年度保育所に対する要望書」として 10 月に神奈川県県民局局長、次世代育成部長に手渡しました。

平成 28 年度に神奈川県で開催される第 57 回関東ブロック保育研究大会に向け 11 月に準備委員会を立ち上げ開催時期、開催場所の選定など平成 27 年度に立ち上げる運営委員会に向けた準備作業を行いました。

このほか 26 年度は年間事業計画に基づき、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施、保育園利用者相談室の運営等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

[年間月別主な活動実績]

月	県保育会の実施事業	関係団体の事業
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・表彰選考委員会(8日・火)</li><li>・平成 25 年度決算監査(8日・火)</li><li>・企画運営委員会・部会(10日・木)</li><li>・第 48 回神奈川県保育事業大会・総会(26日・土)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・県社協新任保育士激励会(5日・土)</li></ul>
5	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育園利用者相談室運営委員会(1日・木)</li><li>・企画運営委員会・部会(15日・木)</li><li>・全保協会長表彰選考委員会(27日・火)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・全保協協議員総会(16日・金)</li></ul>



6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス研修(18日・水)</li> <li>・企画運営委員会・部会(19日・木)</li> <li>・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(26日・木)・</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス研修(2日・水)</li> <li>・企画運営委員会・部会(24日・木)</li> <li>・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(24日・木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所長専門講座Ⅰ(7～8日)</li> <li>・関東ブロック保育研究大会(10～11日)</li> </ul> 山梨県
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算対策協力金活動(~12月26日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市保育事業大会(31日・土)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画運営委員会・部会(11日・木)</li> <li>・保育園利用者相談室研修会Ⅰ(16日・火)</li> <li>・より良い保育環境研修(19日・金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東ブロック保育事業連絡協議会(18～19日)宇都宮市</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(7日・火)</li> <li>・企画運営委員会・部会(16日・木)</li> <li>・自己評価・保育所の評価研修会Ⅰ(30日・木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所長専門講座Ⅱ(6～8日)</li> <li>・民間保育園大会(18日)</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(14日・木)</li> <li>・「保育かながわ」82号発行</li> <li>・第1回関東ブロック保育研究大会準備委員会(18日・火)</li> <li>・自己評価・保育所の評価研修会Ⅱ(20日・木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国保育研究大会(12～14日)秋田県</li> <li>・横須賀市保育事業大会(15日)</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画運営委員会・部会(5日・金)</li> <li>・保育の日前夜祭(5日・金)</li> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(18日・木)</li> <li>・第2回関東ブロック保育研究大会準備委員会(25日・木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県保育の日(6日・土)</li> <li>・全国保育組織正副会長等会議(12～13日)</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画運営委員会・部会(15日・木)</li> <li>・保育園利用者相談室研修会Ⅰ(19日・月)</li> <li>・保育所食育研修会(29日・木)</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会(19日・木)</li> <li>・企画運営委員会・部会(19日・木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所長専門講座Ⅲ(1～3日)</li> </ul>

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会(5日・木)</li> <li>・企画運営委員会・部会(5日・木)</li> <li>・定時総会(5日・木)</li> <li>・「保育かながわ」83号発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協協議員総会(12日・木)</li> </ul>
---	--	--

## [主要事業の実績]

### 1 総会

#### (1) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成26年4月26日(土)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員99、委任状出席106、合計205。(全会員300、出席率68.3%)
- ・議題  
(議案)
  - ・一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について  
(報告事項)
  - ・平成25年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について

#### (2) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成27年3月5日(木)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員33名、委任状出席132名、合計165名。(全会員302、出席率54.63%)
- ・議題(議案)
  - ・一般社団法人神奈川県保育会監事の選任について
  - ・平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

### 2 理事会

#### (1) 第1回理事会

- ・開催日 平成27年2月19日(木)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題
  - ・一般社団法人神奈川県保育会監事の選任について
  - ・平成27年度事業計画及び予算(案)について
  - ・3月定時総会及び4月定時総会の開催について

## (2) 第2回理事会

- ・開催日 平成27年3月5日(木)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題
  - ・3月定時総会の開催について
  - ・4月定時総会への提出議題等について
  - ・平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込について
  - ・4月定時総会の開催通知について
  - ・第49回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)について

## 3 行事

### (1) 第48回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成26年4月26日(土)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 624名
- ・内容

**第1部 式典** 保育事業永年勤続表彰者 82名  
記念品贈呈(叙勲、厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者、保育会特別表彰) 12名

#### 第2部 分科会

##### 第1会場 保育者の資質向上を図る

- ① 保育者の資質向上を図る ～自主研修のとりくみ～
- ② お散歩を通して楽しく豊かな保育 ～みんな大好き! ゆがわら あるいて見つけちゃおう!～  
「フリー発表テーマ」
- ③ 防災意識を高める～シュミレーションシートから学ぶ これからの一歩～

##### 第2会場 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

- ① 横須賀市の子育て支援策について ～今後の保育所の経営戦略～
- ② 保育所と地域の子育て家庭への支援

##### 第3会場 家庭と地域との連携による食育の推進

- ① 楽しく食べる力を育てましょう ～子どもの元気はお口から～
- ② 家庭や地域との連携による食育の推進  
配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて
- ③ 心がつながるわらべうた ～わらべうたを通して広がる人間関係～  
「フリー発表テーマ」

④ 遊びを通してそだてるからだづくり ～足腰の強化～

(2) 県市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

- ・開催日 平成26年7月24日(木)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン
- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、企画運営委員等 54名
- ・内容 (1)子ども・子育て支援新制度についての県・各市町村の取り組みについて  
「子ども・子育て支援新制度の取り組み状況」  
全国保育協議会 副会長 小島 伸也氏  
(2)意見交換会

(3) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成26年12月5日(金)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 105名
- ・内容 県保育賞、叙勲、厚生労働大臣表彰の祝賀会(8名)  
アトラクション 「ハーブ・コンサート」  
ハーブ演奏 緒方 綾子さん

4 研修会

研修会については、年間実施計画に基づき実施することができましたが、法人化に伴う公益性の確保の観点から、政令指定都市保育協議会にも有料による参加の呼び掛けを行いました。

(1) メンタルヘルス研修

- ・開催日 ① 平成26年6月18日(水)  
② 平成26年7月2日(水)
- ・会場 ① 万国橋会議センター 401・402会議室  
② ユニコムプラザ相模原 セミナールーム2
- ・受講者 ① 42名(うち横浜市6名、川崎市2名)  
② 72名(うち横浜市2名、川崎市2名、相模原市11名)
- ・研修テーマ 「保育職のためのストレスマネジメント  
～職員の健康管理～」  
淑徳大学総合福祉学部 教授 小川 恵氏

(2) より良い保育環境作り研修

- ・開催日 ① 平成26年9月19日(金)
- ・会場 ① 産業貿易センター地下1階B102会議室
- ・受講者 ① 64名(うち横浜市4名、川崎市6名、相模原市7名)

- ・研修テーマ 保育士の採用や潜在保育士が再雇用されたとき、どう受け入れていくのか  
職員の離職をどう捉えていくのか、楽しい保育環境作りと、新任保育士の今の  
考え方などを事例を交えながら学びあう」

① ニヤリ・ホット

ドルカスベビーホーム 園長 摩尼 昌子氏

② 今の保育士情報として期待していること

白峰保育園 園長 亀谷 美代子氏

(3) (続)「自己評価・保育所の評価」・「新保育要領を読む」研修

- ・開催日 ① 平成26年10月30日(木)  
② 平成26年11月20日(木)
- ・会場 ① 県社会福祉会館 4階第1第2研修室  
② 小田原お堀端コンベンションホール
- ・受講者 ① 73名 (うち横浜市5名、川崎市3名、相模原市5名)  
② 65名 (うち川崎市1名、相模原市3名)

- ・研修テーマ 「保育所の自己評価Ⅲ～保育の質の向上に向けて～  
保育者が主体的に取り組む自己評価」

東京家政大学 教授 増田 まゆみ氏

(4) 保育所食育研修

- ・開催日 平成27年1月29日(木)
- ・会場 神奈川県民ホール 6階大会議室
- ・受講者 85名 (うち横浜市9名、川崎市5名、相模原市5名)
- ・研修テーマ 「食育～保育者の役割を考える～」  
フードコーディネーター 森野 恵子氏

5 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を、年2回(第82号、第83号)発行しました。

また、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区への迅速な伝達・情報提供を行いました。

更に、ホームページを随時更新し、総会資料や企画運営委員会資料等を迅速に掲載するなどして、当会が所有する情報を会員がいつでも閲覧できるよう利便性の向上を図りました。

「保育かながわ」の配布先 各保育所、県・市町等(800部)

6 「保育園利用者相談室」の運営

平成26年度は第三者委員5名、運営委員5名の体制で、相談の直接対応や相談室事業

の企画・実施を担当する運営委員会制度を中心に次の事業を積極的に推進してきました。また、研修会においては、相談室会員以外の当保育会会員にも、有料参加の道を開いております。

- (1) 運営委員会の開催(5回開催)
- (2) 第三者委員・運営委員合同会議(2回開催)
- (3) 研修会の開催

○ 第1回研修会

- ・開催日 平成26年9月16日(火)
- ・会場 万国橋会議センター401・402会議室
- ・受講者 89名(会員以外の有料参加者3名を含む)
- ・研修テーマ 「保育園の安全管理と責任

～軽度なけがから重大な過失まで、施設責任とその対応～

AIU 損害保険株式会社

リスクコンサルタント 並木 さおり氏

○ 第2回研修会

- ・開催日 平成27年1月19日(月)
- ・会場 万国橋会議センター401・402会議室
- ・受講者 62名
- ・研修テーマ 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえてその成果を発表する。

発表内容について第三者委員が指導・助言を行う。

(第三者委員 小林 育子氏、草光 純二氏、祖父江 照男氏  
宮田 丈乃氏、小川 晃氏)

- (4) 会員の新規募集、会員証の発行
- (5) 会員への情報提供、参考図書配布

26年度の参考図書 「保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック」

山中 龍宏、寺町 東子、栗並 えみ、掛札 逸美共著

## 7 企画運営委員会、専門部、専門委員会の活動状況

区分	開催回数	協議事項
企画運営委員会	11回	・事業計画に基づく各種事業の企画・実施 ・新たな保育課題の協議と対応等

正副理事長・理事 会議	10回	・企画運営委員会提出議題の協議・検討 ・緊急・重要課題の協議・検討 ・新たな保育課題の協議と対応等
表彰選考委員会	2回	・県保育会理事長表彰候補者の審査・決定 ・全保協会長表彰候補者の審査・決定

### 専門部

区分	開催回数	協議事項
総務部	必要に応じ て開催	・各部の課題について協議・検討
予算対策部		
研修部		
広報部		
調査研究部		

### 専門委員会

区分	開催回数	協議事項
公立保育所専門 委員会	企画運営委 員会開催日	・地域における公立保育所の役割及び保育の質を高め る取り組みについて協議・検討を行った
民間保育所経営 問題専門委員会	必要に応じ て開催	・民間保育所の経営について意見交換の柱とし、特に 最低基準や人材の確保等について検討した。

## 8 第57回関東ブロック保育研究大会準備委員会の開催

- 第1回 平成26年11月18日(火)  
神奈川県社会福祉会館第3会議室
  - ・準備委員会の設置
  - ・開催時期案、開催場所案、旅行業者案の選定  
運営委員会実行委員長、各部長案の選定
- 第2回 平成26年12月25日(木)  
神奈川県社会福祉会館1階身体障害者集会室
  - ・運営委員会各部係長案の選定

## 9 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに、協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただきました。

平成26年度神奈川県保育会収支決算

収入済額 15,894,564 円  
 支出済額 15,373,589 円  
 差引残額 520,975 円

2015/3/31現在

【収入の部】 (平成26年4月1日～平成27年3月31日まで)

(単位:円)

項	目	予算額	収入済額	差異	摘要
会費		7,540,000	7,672,800	132,800	
	会員会費	5,400,000	5,492,800	92,800	会員302園
	相談室会費	1,640,000	1,680,000	40,000	
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		3,822,000	3,822,000	0	
	県補助金	2,772,000	2,772,000	0	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,700,000	1,760,000	△ 940,000	
	諸研修会収入	1,500,000	543,000	△ 957,000	自己評価、新制度、食育
	行事収入	1,200,000	1,217,000	17,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,850,000	1,673,420	△ 176,580	
	予対協力金収入	1,500,000	1,344,620	△ 155,380	
	保険会社協力収入	350,000	328,800	△ 21,200	AIU
雑収入		454,000	320,881	△ 133,119	
	雑収入	450,000	320,597	△ 129,403	大会祝金、全保協組織推進費他
	預金利子	4,000	284	△ 3,716	
繰越金		700,000	645,463	△ 54,537	
	繰越金	700,000	645,463	△ 54,537	
	合計	17,066,000	15,894,564	△ 1,171,436	

【支出の部】

項	目	予算額	支出済額	差異	摘要
管理費		6,883,000	6,539,950	343,050	
	人件費	6,250,000	6,058,111	191,889	給与、手当、法定福利費
	旅費	20,000	8,104	11,896	職員交通費
	福利厚生費	40,000	48,176	△ 8,176	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	250,000	58,608	191,392	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	150,000	117,741	32,259	
	慶弔費	150,000	104,210	45,790	
	雑費	20,000	20,000	0	
	手数料	3,000	125,000	△ 122,000	役員登記
総務費		870,000	799,499	70,501	
	総会費	60,000	46,452	13,548	総会資料等
	会議費	200,000	114,247	85,753	
	委員会旅費	450,000	396,400	53,600	
	連絡調整費	160,000	242,400	△ 82,400	関係団体諸祝金等
事業費		4,130,000	3,570,783	559,217	
	県大会費	600,000	727,141	△ 127,141	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	308,648	41,352	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,300,000	1,588,977	△ 288,977	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,600,000	707,977	892,023	
	会報発行費	180,000	147,320	32,680	保育かながわ82・83号
	ホームページ経費	100,000	90,720	9,280	
研修・研究費		1,600,000	1,013,581	586,419	
	研修費	1,500,000	1,002,781	497,219	メンタルヘルス・より良い保育環境・自己評価・食育
	調査研究費	100,000	10,800	89,200	
活動費		450,000	385,166	64,834	
	予対活動費	350,000	343,042	6,958	全保協納入等
	専門委員会活動費	100,000	42,124	57,876	
負担金・補助		3,103,000	3,064,610	38,390	
	全保協・関プロ	1,550,000	1,530,576	19,424	
	県社協	250,000	230,014	19,986	
	事務所使用料	53,000	54,020	△ 1,020	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費		30,000	0	30,000	
	予備費	30,000	0	30,000	
	合計	17,066,000	15,373,589	1,692,411	

(特別会計)特別事業積立金 926,301円+利息109円=926,410円



貸借対照表

平成27年3月31日現在

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	210,085		
ゆうちょ銀行振替口座	310,890		
流動資産合計		520,975	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産の部合計			520,975
II 負債の部			
流動負債		0	
固定負債		0	
負債の部合計			0
III 正味財産の部			520,975

正味財産増減計算書

2014(平成26)年4月1日から2015(平成27)年3月31日まで

科 目	金 額 (円)	
I 増加原因の部		
1 会費収入		7,672,800
会員会費	5,492,800	
相談室会費	1,680,000	
準会員会費	500,000	
2 補助金収入		3,822,000
県補助金	2,772,000	
県社協補助金	550,000	
共同募金補助金	500,000	
3 事業収入		1,760,000
諸研修会収入	543,000	
行事収入	1,217,000	
4 協力金収入		1,673,420
予対協力金収入	1,344,620	
保険会社協力収入	328,800	
5 雑収入		320,881
雑収入	320,597	
預金利子	284	
合 計		15,249,101
II 減少原因の部		
1 管理費		6,539,950
人件費	6,058,111	
旅費	8,104	
福利厚生費	48,176	
消耗品費	58,608	
通信・運搬費	117,741	
慶弔費	104,210	
雑費	20,000	
手数料	125,000	
2 総務費		799,499
総会費	46,452	
会議費	114,247	
委員会旅費	396,400	
連絡調整費	242,400	
3 事業費		3,570,783
県大会費	727,141	
関プロ全国大会費	308,648	
諸行事費	1,588,977	
相談室運営費	707,977	
会報発行費	147,320	
ホームページ経費	90,720	
4 研修・研究費		1,013,581
研修費	1,002,781	
調査研究費	10,800	
5 活動費		385,166
予対活動費	343,042	
専門委員会活動費	42,124	
6 負担金補助金		3,064,610
全保協・関プロ	1,530,576	
県社協	230,014	
事務所使用料	54,020	
保育のつどい	50,000	
保育士会	1,200,000	
7 予備費		0
予備費	0	
合 計		15,373,589
当期正味財産増加額		△ 124,488
前期繰越正味財産額		645,463
期末正味財産合計額		520,975

# 監 査 意 見 書

平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会一般会計の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

平成 27 年 4 月 7 日

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三 様

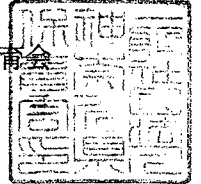
監事 小川 晃

監事 中島 光子

平成26年7月28日

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 万田 康 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬



### 保育士の処遇改善についての要望

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会の事業の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に向けての大きな課題が保育士の確保ということは申し上げるまでもないことですが、このたび神奈川県保育士会から保育士の処遇改善について意見をいただいたところで、現時点で重要と思われる点をとりまとめましたので以下の事項について要望します。

#### 1 保育士等の増員について

- ・配慮を必要とする子や障がい児を受け入れるための人員配置の見直しと増員
- ・都市部を中心とした待機児童を減らすための人員配置の増員
- ・事務作業を円滑に行うための人員の増員
- ・看護師の配置
- ・研修への参加や有給休暇が取得しやすくする為の人員の増員

#### 2 労働条件の改善について

- ・精神的負担を抱える職員の増加に対応するカウンセラーの配置など  
精神的ケアの実施
- ・一般社会に相応する保育士の賃金体系の見直しと労働条件の向上と改善

#### 3 保育の質について

- ・保育士をめざす学生の人材育成と確保
- ・保育士の資質向上のための研修参加の保障と書籍等資料購入補助費の確保

#### 4 環境整備について

- ・男性保育士に対する設備の改善や保健室の確保
- ・施設整備費（改築を含む）の増額と安定的財源の確保

#### 5 最低基準の見直し

- ・保育士配置基準の見直し（特に3歳児、4歳児、5歳児）

- ・園児一人当たりの有効面積を増やして欲しい

#### 6 その他

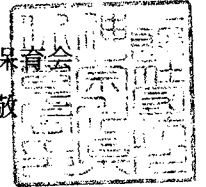
- ・保育園の保育をもっとアピールしてほしい
- ・調理、用務の仕事もアピールしてほしい
- ・療育施設の増設
- ・専門職員による育児相談業務の充実

以上

平成26年7月28日

全国保育士会  
会長 上村初美様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原敬



### 保育士の処遇改善についての要望

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会の事業の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に向けての大きな課題が保育士の確保ということは申し上げるまでもないことですが、このたび神奈川県保育士会から保育士の処遇改善について意見をいただいたところで、現時点で重要と思われる点をとりまとめましたので以下の事項について要望します。

#### 1 保育士等の増員について

- ・ 配慮を必要とする子や障がい児を受け入れるための人員配置の見直しと増員
- ・ 都市部を中心とした待機児童を減らすための人員配置の増員
- ・ 事務作業を円滑に行うための人員の増員
- ・ 看護師の配置
- ・ 研修への参加や有給休暇が取得しやすくする為の人員の増員

#### 2 労働条件の改善について

- ・ 精神的負担を抱える職員の増加に対応するカウンセラーの配置など  
精神的ケアの実施
- ・ 一般社会に相応する保育士の賃金体系の見直しと労働条件の向上と改善

#### 3 保育の質について

- ・ 保育士をめざす学生の人材育成と確保
- ・ 保育士の資質向上のための研修参加の保障と書籍等資料購入補助費の確保

#### 4 環境整備について

- ・ 男性保育士に対する設備の改善や保健室の確保
- ・ 施設整備費（改築を含む）の増額と安定的財源の確保

#### 5 最低基準の見直し

- ・ 保育士配置基準の見直し（特に3歳児、4歳児、5歳児）
- ・ 園児一人当たりの有効面積を増やして欲しい

## 6 その他

- ・ 保育園の保育をもっとアピールしてほしい
- ・ 調理、用務の仕事もアピールしてほしい
- ・ 療育施設の増設
- ・ 専門職員による育児相談業務の充実

以上

神奈川県民局長

松 森 繁 様

## 平成27年度保育所に対する要望書

平成27年度より子ども・子育て支援三法における認定こども園制度がスタートいたします。神奈川県・県内市町村におかれましては、長年にわたり民間保育所運営費負担金制度における支援をしていただきましたが、神奈川県の緊急財政対策により今年度限りで廃止の動きが出ていると聞き及んでいます。

しかしながら、私ども保育所は認定こども園制度を視野に入れ、新たなる制度や待機児童対策による保育所運営を急務とされております。その中で、保育士の確保につきましては各保育所が努力しておりますが、その結果が伴っていない状況にあります。

また、保育士は県知事はその試験を行い、県知事から交付された保育士登録証により保育の業務に就いており、いわば神奈川県知事の任用に等しい資格であることから、保育士処遇の改善にお力添えいただきたいと考えます。

そこで、下記の要件について県の広域自治体としての義務経費として市町村とともに検討していただけますよう要望いたします。

### 1. 保育士の配置について

保育士の配置につきましては、短時間保育士への支援としての助成、開所日数と時間、保育士の40時間労働条件等にあわせた人件費が必要と考えます。また、乳児4人に対する対応、気になるこどもや保育士のメンタル面等に対する看護師、臨床心理士や専任保育士の雇用等を具体的に検討していただきたい。また、施設



型給付における保育士配置は新制度の配置であることから、子育てするなら神奈川の支援策として、保育士配置を県・市町村において各1人ずつの加配をお願いしたいと考えます。

## 2. 保育士処遇の改善について

神奈川県におきましては、東京都と変わらない最低賃金とされております。現在の運営費や新たなる認定子ども園法の公定価格は、人件費が一定の積算とされているため、最低賃金が引き上げられることにより、保育所運営を圧迫してしまいます。このことにより、東京都と同額の人件費負担分が必要と考えます。このことは、県内の都市部は地価の高騰等により、郡部は都市部に保育士が流れ確保が困難であること等により、県内一律の人件費が必要と考えます。

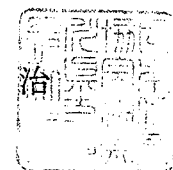
平成26年10月7日

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原敬

日本保育協会 神奈川県支部

支部長 伊澤昭



<参考資料>

- I 平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿
- II 一般社団法人神奈川県保育会定款

平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

1 理事

職名	氏名 (市町・保育園名)	担当
理事長	萩原 敬三 (伊勢原市・大原保育園)	
副理事長	宮田 丈乃 (横須賀市・長井婦人会保育園)	理事長職務代理者 総務部会総括
〃	伊澤 昭治 (藤沢市・五反田保育園)	事業部会総括 相談室運営委員長
〃	都築 顕道 (小田原市・山王保育園)	青年部会総括
理事	渡部 俊賢 (横須賀市・和順保育園)	総務委員長 相談室運営委員
〃	高木 睦子 (横須賀市・長岡保育園)	予算対策委員長
〃	三崎 たずる (綾瀬市・つぼみ保育園)	研修委員長
〃	山本 昇 (秦野市・やまゆり保育園)	広報委員長
〃	岩澤 貞之 (茅ヶ崎市・中海岸保育園)	調査研究委員長
〃	富田 知敬 (鎌倉市・オレンジ)	青年部会長
〃	藤田 理恵 (厚木市・岡田保育園)	研修副委員長 相談室運営委員
〃	真壁 洋道 (平塚市・真土すばる保育園)	予算対策副委員長

2 監事

職名	氏名 (市町・保育園名)
監事	小川 晃 (茅ヶ崎市・松林保育園)
〃	中島 光子 (寒川町・旭保育園)

※ 任期は、平成 26 年 4 月 26 日から 2 年間。

# 一般社団法人神奈川県保育会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
  - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
  - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
  - (1) 神奈川県保育士会
  - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 解散したとき。

3. 会費を2年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

### 第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べることができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員の設定等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
  2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
  2. 事業報告の附属明細書
  3. 貸借対照表
  4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
  5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築 融光
設立時理事	宮田 丈乃
設立時理事	相馬 宣正
設立時理事	榊居 祐三
設立時理事	萩原 敬三
設立時理事	石塚 達義
設立時理事	高木 睦子
設立時理事	大塚 哲朗
設立時理事	山本 昇
設立時理事	小磯 英次
設立時監事	小川 晃



設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 神奈川県小田原市  
氏名 都築 融光
- 2 住所 神奈川県横須賀市  
氏名 宮田 丈乃
- 3 住所 神奈川県中郡二宮町  
氏名 相馬 宣正
- 4 住所 神奈川県鎌倉市  
氏名 榊居 祐三
- 5 住所 神奈川県伊勢原市  
氏名 萩原 敬三

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同 宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榊居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 21 年 11 月 6 日

設立時社員 都築 融光  
同 宮田 丈乃  
同 相馬 宣正  
同 榊居 祐三  
同 萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区

行政書士 永井 隆一

平成 27 年 3 月 5 日

「平成 26 年度第 4 回大会運営委員会」にて決定

〔平成 27 年 3 月現在、全国保育協議会〕

## 全国保育研究大会 平成 28～30 年度 全国共通研究テーマ

### 主 題

すべての人が

子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして

平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援新制度が施行されました

「子ども・子育て関連 3 法」が成立した後、平成 25 年 4 月以降、国の「子ども・子育て会議」等で、子ども・子育て支援新制度に係る各種基準及び内容が協議・検討され、そのとりまとめを踏まえ各自治体では条例が制定され、新制度施行に至っています。

平成 27 年度以降は、各市町村で策定された「子ども・子育て支援事業計画（都道府県においては子ども・子育て支援事業支援計画）」に基づき、新制度による事業実施が行われています。

保育・子育て支援関係者は、こうした制度改革の趣旨や今後求められる役割・責務を適切に理解するとともに、養護と教育の実践の下にこれまで培ってきた保育の営みの大切さを広く社会にアピールする必要があります。

こうした状況をふまえ、平成 28 年度～30 年度までの全国保育研究大会に向けた全国共通テーマを設定いたしました。ブロック、都道府県・指定都市保育協議会、各保育所におかれましては研究活動を深めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【全国共通研究テーマについて】

全国共通研究テーマとして、全保協の将来ビジョン(平成 21 年 3 月)に基づく 5 つのカテゴリー（①子どもの育ちを保障する、②子育てライフを支援する、③多様な連携と協働をつくる、④子育て文化を育む、⑤子育て・子育ちを支援する仕組みをつくる）と、23 の具体的アクションをもとに、以下に示す 8 つのテーマを設定します。

全国保育研究大会における各ブロックの研究発表は、別紙「ブロック別意見発表分担」のとおりです。平成 28 年度から 30 年度の全国保育研究大会に向け、研究テーマに基づいた研究活動にお取り組みいただくようお願い申し上げます。

【カテゴリー1】

## 子どもの育ちを保障する

保育所・認定こども園等の大きな役割は、子ども自身が自ら持っている発達する力を活かし、側面的に支援することとおして、その子どもの発達を保障することにあります。子どもの発達支援を中心に据えた保育を展開するために、質の高い保育について研究を深め、また、その保育を実践する人材の育成、研修の充実に取り組みます。

### (1) 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い保育を提供する

- ①質の高い保育のあり方について研究をすすめ、実践につなげます。
- ②自己評価等を研究・活用し、保育の質の向上をすすめます。
- ③利用者の個別ニーズに対応したきめ細かな保育を提供します。

#### 研究テーマ① : 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

子ども・子育て支援新制度では、「保育の必要性（の認定）」に基づいて、保育が提供されます。

また、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとの子ども・子育て支援法の趣旨から、認定こども園制度を改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせ持つ新たな幼保連携型認定こども園が創設されました。

保育所は、これまで保育所保育指針に基づき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめてきました。認定こども園では、保育所保育指針を踏まえた「認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育が展開されます。

本テーマでは上記実践のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きのなかで大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

#### 研究テーマ② : 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

保育所・認定こども園等では、発達障害など配慮を必要とする子どもの増加が指摘されてきています。また保護者自身が生活面など何らかの課題をもち、子育てに困難が生じるケースも増えています。

本テーマでは、こうした子どもや保護者に対する保育・子育て支援関係者としてのかかわり方、あるいは保育者としていかに寄り添い、支援をおこなうべきかについて、研究を深めます。

## (2) 保育者の資質向上を図る

- ④保育士等の資質向上に努め、質の高い保育を展開します。
- ⑤施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます。
- ⑥研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくります。

### 研究テーマ③ : 保育者の資質向上を図る

保育所・認定こども園等における今日的状況として、職員の就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や、職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、子ども・子育て支援新制度施行後、利用者のいっそうの多様化がすすむことが想定されます。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の内外の研修や情報共有のあり方、保育者の自己評価など、職員の資質向上にむけた効果的な実践、さらには今後保育者にもとめられる資質向上のあり方について研究を深めます。

## 【カテゴリー2】

# 子育てライフを支援する

子どもが心身ともに豊かに成長するためには、子どもと家庭を一体的に捉えて、その家庭を支援することが必要です。保育所・認定こども園等は、多様化する働き方と子育て家庭のニーズに応えるための機能を充実し、子育て支援の拠点として、すべての子育て家庭を対象とした支援を展開します。

## (1) 保育所・認定こども園等を利用する保護者への支援を充実する

- ⑦子どもを生み育てることへの不安を解消するための機能を発揮します。
- ⑧家庭との密接な連携による子育て支援に努め、子育てにとともに取り組みます。

## (2) 地域子育て家庭への支援を充実する

- ⑨子育ての喜びや楽しさを実感できる支援を行います。
- ⑩すべての保育所・認定こども園等が地域子育て支援を展開します。
- ⑪保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援を強化します。

### 研究テーマ④ : 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

保育所保育指針においては、保育所の役割として、保護者に対する支援と地域における子育て支援が明確に位置づけられています。また、新たな幼保連携型認定こども園では、子育て支援の実施が義務付けられています。

一方で地域のつながりが弱まるなか、子育てに孤立感や孤独感を深めている家庭へのアプローチが、とくに重要な取り組みとなっています。

本テーマでは、地域子育て支援における保育所・認定こども園等の機能や、保育者に求められる知識や技術を、いかに地域支援に活かしていくかなど、地域の子育て家庭に対する支援のあり方について、研究を深めます。

#### **研究テーマ⑤： 家庭や地域との連携による食育の推進**

乳幼児期の食育の推進は、「食べる」ことや「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。そして食に関する家庭との相互理解、さらには地域子育て家庭にむけた食育実践や地域の食文化継承などの視点から、保育所・認定こども園等のみならず家庭や地域との連携のもとで実践を進めることが必要となります。

さらに保育現場では、自園調理の意義や有用性の確立ならびに、食物アレルギーをもつ子どもへの対応等も大きな課題となっています。

本テーマでは、保護者、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食をとおした保育実践のあり方などについて研究を深めます。

### **【カテゴリー3】**

## **多様な連携と協働をつくる**

子育て不安や児童虐待への対応等、子どもと子育て家庭への支援は、地域社会を基盤として多面的に取り組みを充実していくことが大切です。保育所・認定こども園等は、さまざまな機関・組織・団体や住民が連携・協働して地域の保育機能を高めるための中心的存在として、役割を果たします。

(1) 子育て・子育て支援のネットワークの中で保育所・認定こども園等の役割を發揮する

⑫地域を基盤とした子育て支援ネットワークの充実を図ります。

⑬小学校等との連携を深めます。

⑭保育所・認定こども園等が中心となった地域子育ての協働活動を展開し、子育て支援の総合的な拠点となります。

(2) 地域の保育機能を強化する

⑮地域の実情を把握し、子育て家庭を支援する資源や連携を充実します。

#### **研究テーマ⑥： 子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク**

子どものより良い育ちにむけ、保育所・認定こども園等、小学校さらに中学校との連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的にとらえる視点として重要です。

また、新制度では各市町村で策定された「子ども・子育て支援事業計画（都

道府県においては子ども・子育て支援事業支援計画)」に基づき事業実施が行われ、各地域の保育施策の充実化にむけては、保育・子育て支援関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築もいっそう大切となります。

さらには、子どもの貧困に起因する課題への対応、児童虐待予防、病児・病後児保育など、保育所・認定こども園等単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもってすすめるべき取り組みは多くあります。

本テーマでは、子どものより良い育ちにむけた、多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所・認定こども園等が果たすべき役割などについて研究を深めます。

【カテゴリー4】

## 子育て文化を育む

子どもを対象とした犯罪や虐待の増加など、子どもたちをめぐる深刻な課題が増えています。次世代を創造する子どもをかけがえのない存在として愛しみ、価値を認め、子どもや子育てに多くの人が関心をもち、私たちの未来を創造していく子どもたちを社会全体で育てていく子育て文化を、保育所・認定こども園等が拠点となって地域社会に発信していきます。

### (1) 子育てへの関心を高める

- ⑯ 子どもと地域の人びととの接点づくりに取り組みます。
- ⑰ 地域住民に保育所・認定こども園等への理解を深めてもらう取り組みをすすめます。

### (2) 子育て文化につながる活動を広げる

- ⑱ 子育て支援活動への参加のきっかけをひろげ、子育てコミュニティの創造をめざします。
- ⑲ 老若男女が関わる子育て文化の掘り起こしや子育て活動支援の開発・普及に取り組みます。

**研究テーマ⑦ : 保育の社会化にむけて  
～保育の営みをいかに社会に発信するか～**

少子化や核家族化がすすむなか、社会における人と人、とくに子どもとおとながつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心低下につながっています。こうしたなか、子育て家庭や保育関係者にかぎらず、すべての人が子どもや子育てに関心をもつ取り組みが、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりにむけて大切です。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の地域にむけた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えていく取り組みについて、研究を深めます。

【カテゴリー5】

## 子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

わが国の家族関係の給付のGDPに占める割合は諸外国のなかでも大変低い水準です。こうした環境を改善するとともに、日本の未来の社会を担う子どもを中心において、子どもたちが豊かに育つ環境を社会全体が支えていく仕組みについて研究・提言します。

### (1) これからの保育制度についての研究をすすめる

- ⑳ 保育所・認定こども園等の役割・機能について研究を行います。
- ㉑ これからの保育制度についての研究・提言を行います。

### (2) 社会連帯による子育て支援の仕組みづくりをすすめる

- ㉒ 国・地方自治体との連携を深め、保育・子育て支援の仕組みづくりをすすめます。
- ㉓ 子育て支援の仕組みづくりのための世論形成をすすめる提言を行います。

**研究テーマ⑧ : 公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割**

保育・子育て支援の今日的な流れにおいては、都道府県や市町村に保育制度・施策に関する責務が増大する方向性であり、保育の質やその実践において地域間格差が進むことが懸念されます。

本テーマでは、地域全体の保育の質の向上にむけた公立保育所・公立認定こども園等の意義や役割意識の普及、行政機関でもある特性を活かした具体的実践のあり方などについて研究を深めます。

全社児福発第 534 号  
平成 27 年 3 月 6 日

全国保育協議会 協議員各位  
ブロック保育協議会 会長各位  
都道府県・指定都市保育協議会 会長各位  
都道府県・指定都市保育士会 会長各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国 保 育 協 議 会  
会長 万田 康  
( 公 印 略 )

「全国保育研究大会 平成 28～30 年度 全国共通研究テーマ」ならびに  
「平成 28～30 年度 全国保育研究大会 ブロック別の分科会意見発表分担」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、全国保育研究大会に係る「平成 28～30 年度 全国共通研究テーマ」ならびに  
「平成 28～30 年度 全国保育研究大会 ブロック別の分科会意見発表分担」について、  
平成 27 年 3 月 5 日に開催の「平成 26 年度第 4 回大会運営委員会」にて別紙のとおり  
決定いたしましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、各ブロックおよび都道府県・指定都市保育協議会（保育組織）にお  
かれましては、共通研究テーマについて研究をすすめていただきますよう、ご高配の  
ほどよろしくお願い申し上げます。

【参考】平成 27 年度「第 59 回全国保育研究大会（山口大会）」について

(1) 研究・発表テーマ

平成 25～27 年度の 3 か年で設定したテーマに変更はございませんが、制度  
動向ならびに「全国保育協議会会員の範囲の見直し」（平成 25 年度第 2 回協  
議員総会にて議決）を踏まえ、趣旨文等の内容の記載は「28～30 年度 全国  
共通研究テーマ」に揃えます。

(2) 開催要項、参加申込書等の送付時期

会報「ぜんほきょう」6 月号に同封して、会員へ送付いたします。

(3) 開催日程等

平成 27 年 11 月 11 日(水)～13 日(金)の 3 日間

メイン会場は、山口市民会館（山口県山口市）

【お問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局担当：山本、荒井

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4F

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

e-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp



平成28年度～30年度全国保育研究大会  
ブロック別の分科会意見発表分担

ブロック名	北海道・東北			関東			東海・北陸			近畿			中国			四国			九州			
	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	
研究テーマ																						
1.新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3.保育者の質向上を図る		○																				
4.地域の子育て家庭への支援の充実 にむけて	○																					
5.家庭や地域との連携による保育の 推進		○																				
6.子どもより良い育ちにむけた関係 機関とのネットワーク			○																			
7.保育の社会化にむけて ～保育の営みをいかに社会に発信す るか～	○																					
8.公立保育所・公立認定こども園等 の使命と地域社会での役割			○																			
連続3か年度割当数合計	8	18	8	11	8	8	11	8	8	11	8	8	11	8	8	11	8	8	11	8	8	11

※網掛けのある年層は当該ブロックが大会開催地

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て会議、基準検討部会 合同会議が開催～子ども・子育て支援新制度、施行後の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検・評価の項目等を協議～ ..... 1
- ・待機児童数は4.3万人、前年同期より減少～厚生労働省、平成26年10月時点の待機児童数を発表～ ..... 6
- ・少子化社会対策大綱が決定～結婚支援や男性の育児等への意識改革等が盛り込まれる～ ..... 7
- ・第45回「毎日社会福祉顕彰」を募集 ..... 12

## ◆子ども・子育て会議、基準検討部会 合同会議が開催◆ ～子ども・子育て支援新制度、施行後の子ども・子育て支援事業計画の 進捗状況の点検・評価の項目等を協議～

3月19日（木）、国の「子ども・子育て会議（第23回）、「同 基準検討部会（第27回）」合同会議が開催され、下記の事項について協議が行われました。

- (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況等について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検及び評価について
- (3) その他

協議事項に関する資料説明および委員意見の概要は、下記のとおりです。

## (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況等について

子ども・子育て関連3法成立以降、新制度の施行に向けてすすめてきた「事業計画の策定等」、「公定価格、利用者負担」、「自治体・事業者、国民・利用者への周知・広報の取り組み」、「政令・府省令・告示」の状況についての説明がありました。

また、新制度施行に向けた個別課題への取り組みとして、事故の予防・再発防止、保育士確保、居宅訪問型保育における休憩時間の取り扱い、放課後児童クラブ、の4点については、下記の報告がありました。

### 新制度施行に向けた個別課題への取組

#### ○事故の予防・再発防止

- ・教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会を開催し、検討（平成26年9月～）
- ・重大事故情報の集約方法、公表等の取り扱いを中心にその方向性について「中間とりまとめ」（平成26年11月）
- ・「中間とりまとめ」に基づき、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（通知）を发出（平成27年2月）
- ・重大事故の事後的な検証のあり方など、「残された論点」について、検討会での議論を再開（平成27年3月～）本年の秋を目途にまとめる予定

#### ○保育士確保

- ・保育士確保プランを策定（平成27年1月）
- ・平成27年3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」と位置づけ、集中的に取組（詳細は参考資料1参照）⇒次頁の図1を参照

#### ○居宅訪問型保育における休憩時間の取扱い

- ・「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案要綱(労働基準法施行規則の一部改正関係)」の労働政策審議会への諮問及び答申（平成27年3月）

※休憩時間の自由利用の適用除外とする。（詳細は参考資料2参照）

居宅訪問型保育事業は、保育者と児童が原則1対1で保育を行うものであり、その対象が障害児や夜間・深夜の保育であり休憩時でも長時間児童の元を離れることが困難であること等を踏まえ、休憩の自由利用を適用除外としたもの。

## ○放課後児童クラブ

- ・放課後子ども総合プランの策定（平成26年7月）
- ・放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの策定（平成27年3月中策定予定）
- ・放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月中に策定予定、3月2日～16日にパブリックコメントを実施）（詳細は参考資料3-1、3-2参照）⇒次頁図2参照

（※下線は事務局追記）

## 【図1】

### 保育士就職促進対策集中取組月間について 参考資料1

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとしているが、保育の受け皿の確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。
- 一方、平成25年度は約7万人分の保育の受け皿を確保したが、平成26年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成26年12月の有効求人倍率も2倍（東京では5倍）を超えている状況にあり、保育士確保が急務となっている。

平成27年3月を「**保育士就職促進対策集中取組月間**」と位置付け、有効求人倍率が特に高い地域において、潜在保育士の掘り起こしに重点を置いた就職促進を集中的に行うことにより、保育士確保を強力に推進する。

集中取組地域：東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府

#### 集中取組月間における就職促進強化

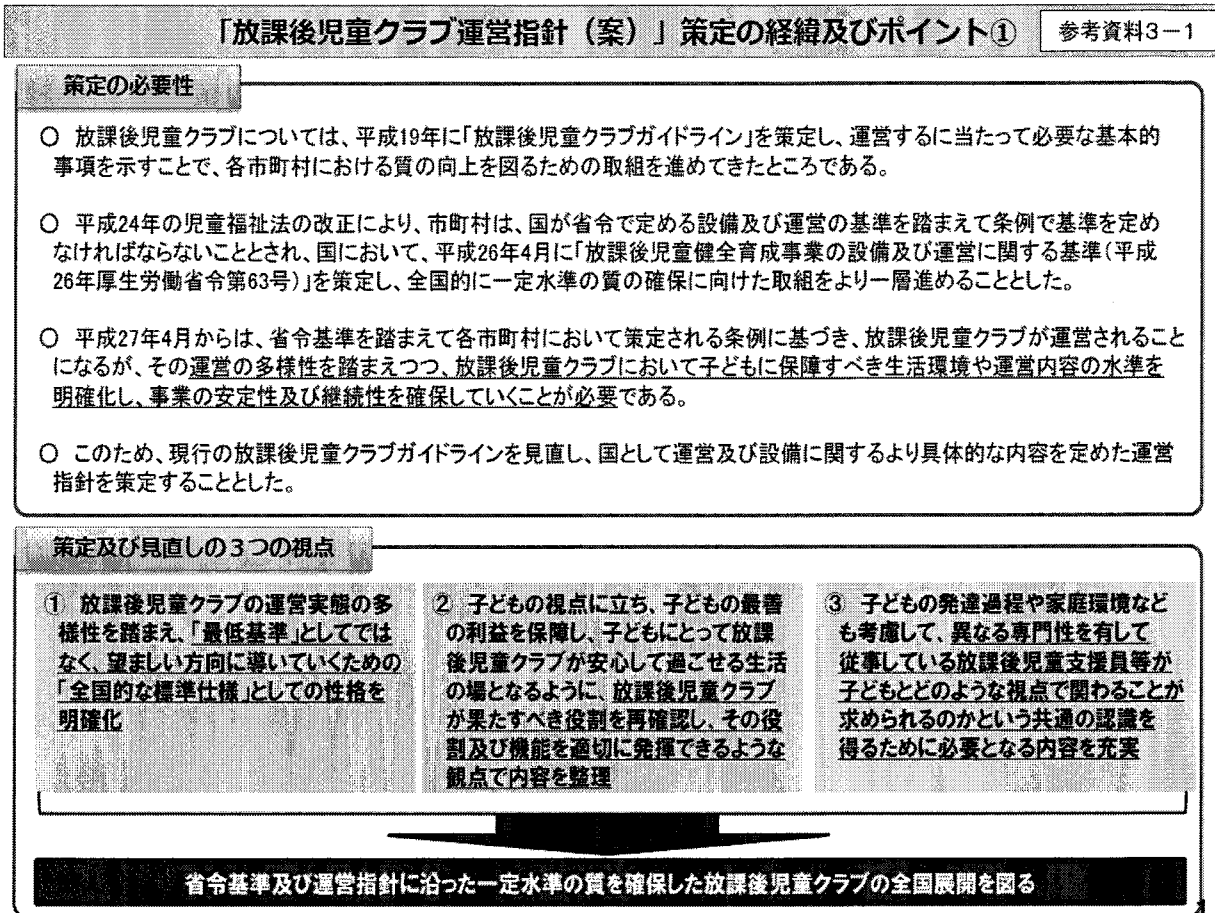
##### 掘り起こしの強化

- 「保育士資格をお持ちの方へ」リーフレットを活用した潜在保育士等への呼びかけ
- 3月に保育士登録された方への働きかけ
- 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生への呼びかけ
- 保育士登録簿を活用した潜在保育士への働きかけ
- 保育所OG・OBへの働きかけ
- 厚生労働省twitterなどSNSを活用した情報発信
- 保育団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施

##### 就職あっせんの強化

- 保育士が不足している保育所に対し、保育士・保育所支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
  - ・年度内に充足が必要な求人提出保育園への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
  - ・求人・求職者が一堂に会した就職面接会等の集中開催
  - ・保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供

【図2】



(2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検及び評価について

子ども・子育て支援新事業計画の達成状況の点検及び評価については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に下記の記載があり、点検及び評価の内容例とその方法が下記のとおり示されました。

**子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について**

○基本指針（抄）

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等に

についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

#### ○点検及び評価の内容（例）

- ・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離。乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・質の向上の進捗状況  
（指標例：質の向上項目の実施状況）
- ・計画を実施するために必要な財源の確保状況等
- ・計画全体の成果（アウトカム）  
（指標例：子育て支援全般についての住民満足度）

#### ○点検及び評価の方法

##### ① 地方版子ども・子育て会議の活用

地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

\* 内閣府においては、27年度前半中に「地方版子ども・子育て会議の好取組事例調査」を実施し、取りまとめ結果を全自治体に情報提供する予定。

##### ② その他

適宜、利用者・事業者等に対するヒアリングやアンケート調査等を併用することも考えられる。

委員からは、この2年間の新制度施行に向けてさまざまな準備、とりまとめを行った事務局に対する謝意が述べられました。また議事に関しては、「点検・評価の内容（例）に示された質の向上の進捗状況について、質の改善を確認・評価する仕組みづくりが必要」、「保育士確保の取り組みは、保育教諭等も含めた総合的な人材確保・育成への取り組みが必要」等の意見がだされました。

最後に、有村治子少子化対策担当大臣より、子ども・子育て会議委員等に対する感謝を表し、「新制度施行のスタートラインに立つことができた。消費税の引き上げ時期が延長となったが、量的拡充および質の改善に関する財源を確保する予算案を示す

ことができた。引き続き見守っていただきたい。また、3月20日に少子化対策大綱を閣議決定する予定である。3人以上の子どもがいる多子世帯の負担軽減や結婚支援策を盛り込み、平成27年から5年間を集中的に取り組む期間とした。少子化対策に一層取り組んでまいりたい。」とあいさつがありました。

また、子ども・子育て会議の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

## ◆待機児童数は4.3万人、前年同期より減少◆

～厚生労働省、平成26年10月時点の待機児童数を発表～

3月20日（金）、厚生労働省は、平成26年10月1日時点での保育所入所待機児童数を発表しました。待機児童総数は43,184人で、平成25年10月と比較し934人減少しており、4年連続で、10月時点での待機児童数が前年度比マイナスとなっています。

平成26年10月時点での待機児童数は、同年4月の待機児童数21,371人から、21,813人増加していますが、これは、10月時点での待機児童数には、4月以降の年度途中で利用申し込み分が加わっていることによるものです。また、4月から10月までの増加数における3歳未満児の割合は96%以上となっています。

### ○年齢区分別の待機児童数

	26年4月 待機児童数	26年10月 待機児童数
3歳未満児（0～2歳）	18,062人	39,055人
うち0歳児	3,507人	19,728人
うち1・2歳児	14,555人	19,327人
3歳以上児	3,309人	4,129人
全年齢児計	21,371人	43,184人

都道府県別の待機児童数は東京都が12,447人で最も多く、続いて沖縄県の3,455人、大阪府の3,166人となっていますが、東京都では、地方公共団体の単独保育施策による、いわゆる認証保育に入所しているため待機児童に含まれていない児童数が7,609人（全国では22,033人）にのぼることも報告されています。

## ◆少子化社会対策大綱が決定◆

～結婚支援や男性の育児等への意識改革等が盛り込まれる～

政府は3月20日（金）の閣議で、新たな少子化社会対策大綱を決定しました。大綱の策定は平成16年、22年に続き今回が3回目です。

これまでの大綱は子育て支援策が中心でしたが、今回は、子育て支援策の一層の充実に加え、若い年齢での結婚・出産の希望の実現（経済的基盤の安定等）、多子世帯への一層の配慮、男性の意識・行動改革を含む男女の働き方改革についても重点課題として盛り込まれました。

また、基本的な考え方として、長期展望に立って子どもへの資源配分を大胆に拡充することもうたわれています。

重点課題については今後5年間で「集中取組期間」として位置づけ、政策を効果的かつ集中的に投入するとしています。

重点課題の具体的内容では、「結婚の希望の実現」に係る支援策として、自治体や商工会議所により、適切な出会いの機会の創出、後押しを行うこととしているほか、「男女の働き方改革」に係る「男性の意識・行動改革」については、長時間労働の是正や、部下の子育てを支援する上司を評価するなどの意識改革まで言及したものとなっています。

また今回初めて2020（平成32）年までの目標数値が設定され、男性の配偶者の出産直後の休暇取得率を80%に、男性の育児休業取得率を13%（平成25年度は2.03%）にし、「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合」を50%（平成25年度は19.4%）まで高める目標が定められました。

少子化社会対策大綱の本文等については、内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 共生社会政策トップ > 少子化対策 / 子ども・子育て支援新制度 > 少子化対策 > 関係法令・大綱 > 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）または以下のURLからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou2.html>

### 少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

- 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- 年度内の策定が「骨太2014」において決定されており、平成16年、22年に続き、今回は3回目

<少子化社会対策基本法>（平成15年法律第133号）



## (施策の大綱)

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

### I はじめに

- 少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況
- 少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、克服できる課題
- 直ちに集中して取り組むとともに、粘り強く少子化対策を推進
- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべき

### II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標  
※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、Ⅲで掲げる重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

### III 重点課題

#### 1. 子育て支援施策を一層充実

- 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施
  - ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
  - ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備  
⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」  
⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実  
⇒今後さらに「質の向上」に努力
- 待機児童の解消
  - ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」  
⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保

⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

○「小1の壁」の打破

・「放課後子ども総合プラン」

⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定

・若者の雇用の安定

⇒若者雇用対策の推進のための法整備等・高齢世代から若者世代への経済的支援促進

⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設

・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

○結婚に対する取組支援

・自治体や商工会議所による結婚支援

⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

3. 多子世帯への一層の配慮

○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援 パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

4. 男女の働き方改革

○男性の意識・行動改革

・長時間労働の是正

⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」

・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革

⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討

・男性が出産直後から育児できる休暇取得

⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

・職場環境整備や多様な働き方の推進

⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進

・女性の継続就労やキャリアアップ支援

⇒「女性活躍推進法案」

## 5. 地域の実情に即した取組強化

- 地域の「強み」を活かした取組
  - ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
  - ・先進事例を全国展開
- 「地方創生」と連携した取組
  - ・国と地方が緊密に連携した取組

## IV きめ細やかな少子化対策の推進

### 1. 各段階に応じた支援

- 結婚
  - ・ライフデザインを構築するための情報提供
    - ⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援
- 妊娠・出産
  - ・「子育て世代包括支援センター」の整備
    - ⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
  - ・産休中の負担軽減
    - ⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
  - ・産後ケアの充実
    - ⇒産後ケアガイドラインの策定検討
  - ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止
    - ⇒企業への指導の強化・徹底
  - ・周産期医療の確保・充実等
- 子育て
  - ・経済的負担の緩和
    - ⇒幼児教育の無償化の段階的实施
  - ・三世同居・近居の促進
  - ・小児医療の充実
  - ・地域の安全の向上
    - ⇒子供の事故や犯罪被害防止
  - ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
    - ⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止
- 教育
  - ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育
    - ⇒教材への記載と教職員の研修
- 仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示  
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

## 2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり
  - ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
  - ・子育て支援パスポート事業の全国展開
- 企業の取組
  - ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有  
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
  - ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

## V 施策の推進体制等

- 国の推進体制
  - ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進
- 施策の検証・評価
  - ・数値目標を設定
  - ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討
- 大綱の見直し
  - ・おおむね5年後を目途に見直し

### ◎基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

### ◎主な施策の数値目標(2020年) (■は新規の目標)

#### ◆子育て支援

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| □認可保育所等の定員：267万人(2017年度) | (234万人(2014年4月))   |
| ⇒待機児童の解消をめざす(2017年度末)    | (21,371人(2014年4月)) |
| □放課後児童クラブ：122万人          | (94万人(2014年5月))    |
| ⇒待機児童の解消をめざす(2019年度末)    | (9,945人(2014年5月))  |
| □地域子育て拠点事業：8,000か所       | (6,233か所(2013年度))  |

- 利用者支援事業：1,800 か所 (291 か所 (2014 年度))
  - 一時預かり事業：延べ 1,134 万人 (延べ 406 万人 (2013 年度))
  - 病児・病後児保育：延べ 150 万人 (延べ 52 万人 (2013 年度))
  - 養育支援訪問事業：全市町村 (1,225 市町村 (2013 年 4 月))
  - 子育て世代包括支援センター：全国展開
- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%

◆男女の働き方改革(ワークライフバランス)

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80% (一)
- 第 1 子出産前後の女性の継続就業率：55% (38.0% (2010 年))
- 男性の育児休業取得率：13% (2.03% (2013 年度))

◆教育

- 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：70% (34% (2009 年))
- (注) 先進諸国の平均は約 64%

◆結婚・地域

- 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した 総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：70%以上の市区町村 (243 市区町村 (約 14%) (2014 年末))

◆企業の取組

- 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：44 万店舗 (22 万店舗 (2011 年))

◆結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合：50%

## ◆第 45 回「毎日社会福祉顕彰」を募集◆

この顕彰は1971（昭和46）年、毎日新聞社会事業団の60周年を記念して設定し、毎年実施しているものです。

全国の社会福祉関係者および団体のなかから、とくに優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人あるいは団体を顕彰しています。

顕彰の対象や推薦方法等については、次頁の記載事項ならびに次のURLをご参照ください。

<http://www.mainichi.co.jp/shakaijigyo/fukushikensho.html>

○ 顕彰の対象

- (1) 学術：社会福祉全般あるいは児童、老人、心身障害者などの分野について優れた研究論文・資料を作成した個人または団体。
- (2) 技術：社会福祉全般あるいは児童、老人、心身障害者などの分野で、独創的な科学技術、プロセスを導入し、効果をあげた個人または団体。
- (3) 創意：社会福祉施設の改善、整備、あるいは福祉活動についての指導、育成養護などの実務面において、独創的な発想、創意、工夫を取り入れ、業績をあげた個人または団体。
- (4) 奉仕：長年にわたって国際福祉、地域福祉または福祉施設、団体、養護を要する個人などに対し、奉仕活動を続け、将来もこれを継続して行う意志の強い個人または団体。
- (5) 勤勉：社会福祉施設等に長年（30年以上）にわたって勤続し、その使命に献身、勉励し、顕著な成績をあげた個人。
- (6) その他：新しい福祉の分野、時代のニーズに応える福祉活動をしている個人または団体。その他、上記のどの項目にも該当しないが、社会福祉の分野で顕彰に値する功績を挙げ、または貢献をした個人または団体。

○ 賞

賞牌と賞金 賞金は総額300万円（ただし、1件について100万円）

○ 表彰者の発表

2015年9月中旬

○ 候補推薦の方法

毎日新聞各本社、社会事業団および各都道府県社会福祉協議会にある所定用紙に所要事項を記入し、資料を必要とするものは添付のうえ、5月31日までに下記あてに送付。自薦は無効。

〒100-8051東京都千代田区一ツ橋1の1の1、毎日新聞東京社会事業団  
(電話.03-3213-2674)

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ・ 公定価格仮単価から修正となった内容に対応

全国保育協議会「公定価格試算システム」平成27年度公定価格.ver をリリース… 1

## ◆公定価格仮単価から修正となった内容に対応 全国保育協議会「公定価格試算システム」 平成27年度公定価格.ver をリリース◆

この度、全保協では子ども・子育て支援新制度における「平成27年度公定価格」に対応した給付（収入）額を試算するシステムを、全保協ホームページに公開しました。

これは、平成27年2月5日に国の「子ども・子育て会議」で示された「公定価格単価表」に基づくものです。平成26年5月の「仮単価」提示後の国の「子ども・子育て会議」の議論を踏まえて取扱いが変更された、『公定価格に関する調整課題に対する対応』および『平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定内容の反映』に対応しています。

なお、昨年10月から全保協ホームページに掲載の「仮単価（昨年5月政府提示）」に基づく試算も引き続き可能です。

平成27年4月から新制度が施行されます。制度ならびに給付構造等のご理解とともに、今後の対応を図っていくためにも、本システムをご活用ください。

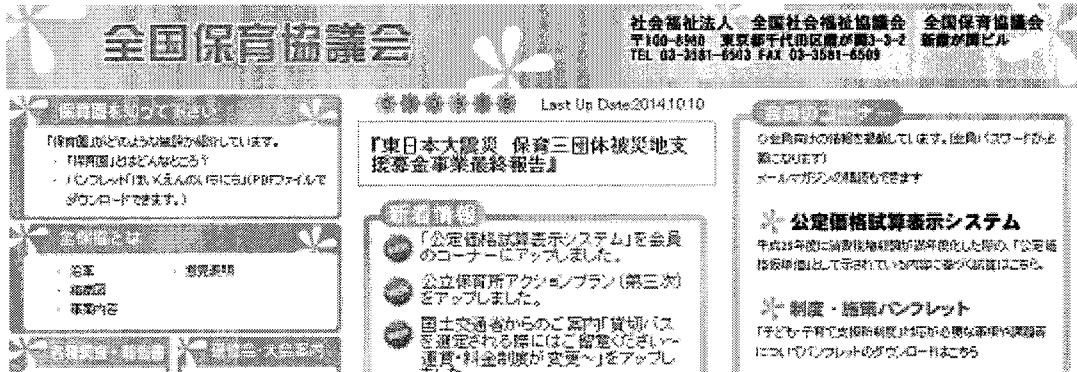
※27年6月、全国3会場で実施する「保育新制度セミナー」で、本システムの使用方法の解説を予定しています。セミナーの開催要項は、会報ぜんほきょう4月号に同封また、ホームページに掲載してお知らせいたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

公定価格試算システムのご利用は、全保協ホームページ・会員のコーナーからご利用いただけます。

【公定価格試算システム ご利用の流れ】

①全保協ホームページで会員ログインをして、会員のコーナーから公定価格試算表示システムをクリック

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>



\* 会員ログインには、「ユーザID」と「パスワード」が必要です。ご不明な方は、下記を記入のうえ全保協事務局まで FAX・E-MAIL でお問い合わせください。

例) 件名：全保協 ユーザID・パスワード問合せ

会員施設名

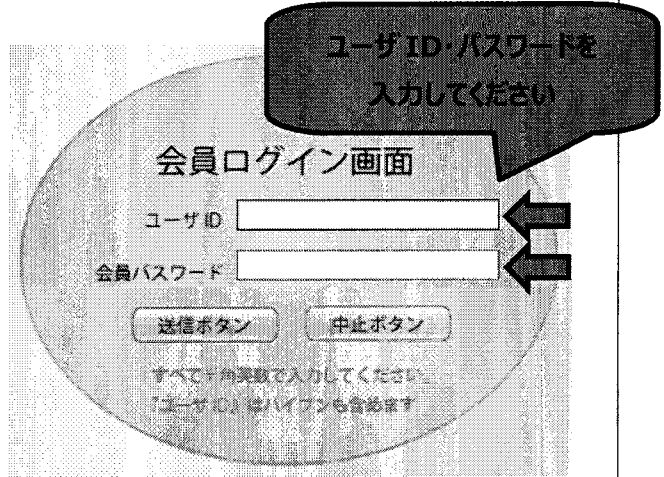
会員施設 TEL

会員施設 FAX

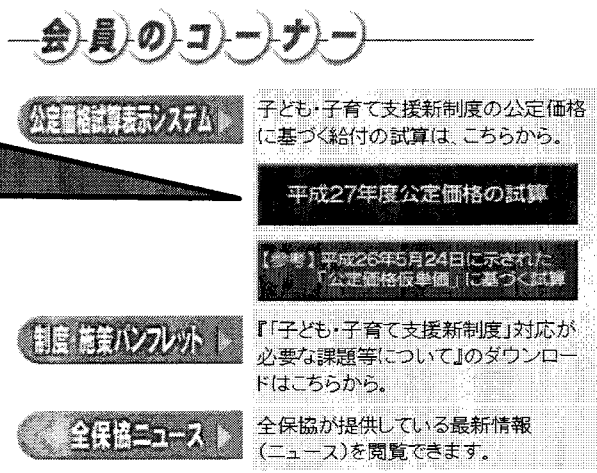
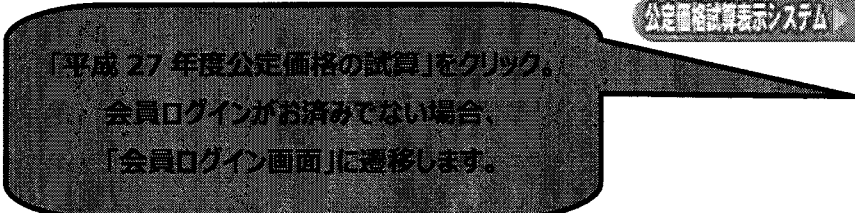
ご担当者名

[全保協事務局]

FAX:03-3581-6509 zenhokyo@shakyo.or.jp



②会員のコーナー「公定価格試算表示システム」の「平成 27 年度公定価格の試算」をクリック





# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・事務連絡「保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について」発出 …………… 1
- ・平成 26 年度 人事異動のお知らせ（厚生労働省、全国社会福祉協議会） …… 2

## ◆事務連絡「保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について」発出◆

平成 27 年 3 月 19 日、事務連絡「保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について」が、各都道府県・指定都市・中核市宛に通知されました。平成 27 年 4 月における保育所等の円滑な利用に万全を期すため、必要な保育士の確保が難しい状況にあるかどうかを確認したうえでの、状況に応じた適切な対応について示されています。

従来制度\*で保育所については、『保育所に子どもが 1 人でもいる時間帯は、保育士が 2 人以上いなければならない』とされていましたが、やむを得ない場合の対応について、今般取扱いが示されたものです。

\*児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条第 2 項「保育所一につき 2 人を下ることはできない」

### 保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について（抜粋）

- 1 必要な保育士の確保が難しい状況にあるかどうかの確認  
①必要な保育士の確保が可能である。

- ②定員を超えた弾力的な受入れに必要な保育士の確保が難しい状況にある。
- ③予定していた保育の受け皿の増加に必要な保育士の確保が難しい状況にある。
- ④既存の保育所等における既存の定員の維持に必要な保育士の確保が難しい状況にある。

## 2 必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応

1 により、必要な保育士の確保が難しい状況にある（= 1の②～④に該当する）保育所等が確認された場合には、次により、その確保に向けた対応を行う。

- (1)保育士・保育所支援センター又はハローワークへの相談
- (2)短時間勤務の保育士の活用

## 3 保育士の確保が特に難しい地域の保育所において保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱い

～略～保育の受け皿の拡大が大きく進んでおり、かつ、当該市町村の区域が含まれる都道府県又はハローワークの管轄区域における保育士の有効求人倍率が高いなど、保育士の確保が特に難しい地域においては、特例的に、平成 27 年度の間は、朝・夕の時間帯に児童が順次登所し、又は退所する過程で、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、**保育士 1 人に限り、当該保育士に代え、保育士でない者であって保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なものを配置する取扱いもやむを得ない**～略～

※注記 全保協事務局

# ◆平成 26 年度 人事異動のお知らせ◆

## 1. 厚生労働省（4月1日付／雇用均等・児童家庭局保育課関係抜粋）（敬称略）

新	氏名	旧
保育課長補佐	里平倫行	育成環境課児童手当管理室長補佐
保育課長補佐	川岸直樹	書記
母子保健課長補佐	岩崎武司	保育課長補佐
保育課併任解除	大津昭夫	総務課長補佐 保育課併任
家庭福祉課長補佐	寺澤潔司	保育課幼保連携推進室長補佐
書記付管理係長	岩瀬豊明	保育課在宅保育係長
書記付予算係長	加藤泰士	保育課幼保連携推進室認定こども園運営費係長

総務課総務係長、育成環境課総務係長併任	結 城 圭 輔	保育課総務係長
保育課総務係長	國 松 弘 平	保育課予算係長
保育課予算係長	宮 澤 武 憲	保育課地域保育係長
保育課待機児童対策係長 保育課保育調整係長併任 保育課地域保育係長併任	後 藤 博 規	母子保健課母子保健係長
保育課在宅保育係長	相 川 武 志	職業家庭両立課育児・介護休業推進 室就業援助係長
出向(内閣府事務官付給付第二係長)	島 田 耕 陽	保育課運営費係長

## 2. 全国社会福祉協議会 (4月1日付/児童福祉部関係抜粋)

新	氏 名	旧
児童福祉部参事	上 村 克 仁	出向(社会福祉法人中央共同募金会)
児童福祉部部員 (全国保育士会担当)	秋 田 菜 摘	出向(社会福祉法人旭川荘)
児童福祉部付 (全国保育士会担当)	黒 石 優 人	社会福祉法人夢工房より出向
(退職、3/31)	岡 澤 和 枝	児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)
(出向解除、3/31)	影 山 豊	児童福祉部付 (社会福祉法人旭川荘より出向)

\*全国保育協議会・全国保育士会担当は、下記のとおりです。

今年度もよろしくお願ひします。

児童福祉部 部 長 古田 清美

副 部 長 大元 格彦

### 【全国保育協議会担当】

参 事 上村 克仁

出向職員 熊谷 有祐

部 員 山本 有作

部 員 荒井 雄二

職 員 寶田 順子

### 【全国保育士会担当】

参 事 今井 貴志

部 員 土谷 一貴

部 員 秋田 菜摘

出向職員 黒石 優人

職 員 石川 幸代

事務連絡  
平成27年3月19日

都道府県  
各 指定都市 保育担当課 御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育士の確保については、本年1月に「保育士確保プラン」を策定し、保育を支える保育士確保のための様々な取組を進めるとともに、特に昨今の保育士確保が急務となっている状況を踏まえ、本年3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」と位置付け、保育士の有効求人倍率が特に高い地域において、保育士資格をお持ちであって、現在、保育士として働いていない者（以下「潜在保育士等」という。）の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、潜在保育士等の就職促進等を図ることとしています。

一方で、「待機児童解消加速化プラン」により、保育の受け皿の大幅な拡大を進めていることを背景に、都市部からも地方からも、「例年になく保育士の確保が難しい」といった声が届いているところです。

このことから、平成27年4月における保育所等（認定こども園や地方単独保育施策におけるいわゆる保育室を含む。以下同じ。）の円滑な利用に万全を期すため、貴自治体におかれては、下記のとおり、保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にあるかどうかを確認し、当該状況に応じて適切に対応いただきますとともに、管内の市町村に対する周知をお願い致します。

## 記

### 1 保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にあるかどうかの確認

管内の保育所等に対し、平成27年4月時点で必要な保育士の確保が難しい状況にあるかどうかを確認し、当該保育所等が次のいずれに該当するか、その状況の把握に努めること。

- ① 必要な保育士の確保が可能である。
- ② 定員を超えた弾力的な受入れに必要な保育士の確保が難しい状況にある。
- ③ 予定していた保育の受け皿の増加に必要な保育士の確保が難しい状況にある。
- ④ 既存の保育所等における既存の定員の維持に必要な保育士の確保が難しい状況にある。

## 2 必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応

1により、必要な保育士の確保が難しい状況にある（＝1の②～④に該当する）保育所等が確認された場合には、次により、その確保に向けた対応を行うこと。

### (1) 保育士・保育所支援センター又はハローワークへの相談

当該保育所等が保育士・保育所支援センター又はハローワークへの相談を行っているかを確認し、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すこと。

なお、1の④に該当する保育所等については、保育士・保育所支援センター又はハローワークにおいて重点的な支援が行われるよう、協力を依頼すること。

### (2) 短時間勤務の保育士の活用

短時間勤務の保育士については、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）により、職員配置基準の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てても差し支えないとされているところ、平成23年地域児童福祉事業等調査の結果によれば、「入所児童の処遇の低下を心配」する等の理由により、37.3%の市町村において、短時間勤務の保育士の導入を認めていない状況となっている。

しかしながら、保育士の資格をお持ちでありながら保育士としての就業を望まない方の中には、「就業時間が希望と合わない」ことを理由とする方も存在することから、長時間開所する中で、短時間勤務に対するニーズはあると考えられる。また、同通知に基づく措置を適切に講ずることで入所児童の処遇水準の確保を図ることは十分可能と考えられる。

これらのことから、今般の保育士確保が急務である状況にかんがみ、市町村において、運用上、短時間勤務の保育士を活用していない場合には、速やかにその活用を進めるとともに、必要な保育士の確保が難しい状況にある保育所等に対し、短時間勤務の保育士の採用を検討するよう促すこと。

また、保育所等が短時間勤務の保育士を活用する場合は、その就業の実態に応じ、いわゆる正規型の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図ること等に留意するとともに、育児や介護など様々な事情により時間に制約がある人材を確保・活用していく観点から、いわゆる短時間正社員制度（注）の導入等についても検討することが望ましい。

（注）厚生労働省「短時間正社員制度導入支援マニュアル」等を御参照いただきたい。

## 3 保育士の確保が特に難しい地域の保育所において保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱い

保育所における保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項ただし書の規定により、「保育所一つにつき2人を下ることはできない」とされているところ、保育の受け皿の拡大が大きく進んでおり、かつ、当該市町村の区域が含まれる都道府県又はハローワークの管轄区域における保育士の有効求人倍率が高いなど、保育士の確保が特に難しい地域において

は、特例的に、平成27年度の間は、朝・夕の時間帯に児童が順次登所し、又は退所する過程で、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え、保育士でない者であって保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なものを配置する取扱いもやむを得ないものと考えており、自治体においても配慮をお願いしたいこと。延長保育の場合についても、同様であること。

**【照会先】**

雇用均等・児童家庭局保育課

03-5253-1111（代表）

○2（1）に関する事

保育士対策係（内線7958）

○2（2）及び3に関する事

企画調整係（内線7918・7920）

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」発出～加算の要件として、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」の提出等の取扱いが示される～…… 1
- ・「放課後児童クラブ運営指針」の策定 …………… 8

## ◆通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」発出～加算の要件として、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」の提出等の取扱いが示される～

平成 27 年 3 月 31 日、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が、各都道府県知事宛に発出されました。特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関して、処遇改善等加算に係る取扱いが示されています。

去る平成 27 年 1 月 23 日に開催された、「地方自治体担当者向け 子ども・子育て支援新制度説明会」で通知（案）として提示されていた内容を踏襲し、従来制度で私学助成等を受けていた認定こども園等の取扱いが追記され、正式に通知として発出されたものです。

全保協ニュースNo.14-19 で既報のとおり、処遇改善等加算を構成する「基礎分」と「処遇改善要件分」のうち、「処遇改善要件分」は平均勤続年数 11 年以上の場合 4% とする区分が設定されました。

加算の要件として、「賃金改善の具体的内容を記載した「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して周知すること」、「加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合は、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること」、「年度終了後すみやかに、「賃金改善実績報告書」を提出すること」等が示されています。

そのほか、キャリアパス要件についても適合すべき内容が明示されています。各種様式等の詳細については、本号付録の添付資料をご参照ください。

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（抜粋）

（加算率の認定）

加算率の認定は、管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が行う。

（賃金改善要件分等に係る用途）

賃金改善要件分に係る加算率に基づき支給される処遇改善等加算の額については、確実に職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。

（提出時期）

都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

1 加算率の区分

（1）当該施設・事業所に対する処遇改善等加算の加算率は、職員1人当たり平均勤続年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

（加算率区分表）

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	4%	1%
10年以上 11年未満	12%	3%	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		

備考

- 1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。
- 2 賃金改善要件分は、2（1）の賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、2（2）のキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。



ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成 26 年度に保育士等处遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。）のうち、平成 26 年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員 1 人当たり平均勤続年数が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げる年数に該当し、かつ、職員 1 人当たりの平均勤続年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が 3 % となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けないものとする。

（保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表）

①平成 26 年度の 平均勤続年数	②職員 1 人当たり の平均勤続年数	③賃金改善要件分
7 年以上 8 年未満	7 年以上 8 年未満	2%
	4 年以上 6 年未満	
	2 年未満	
5 年以上 6 年未満	4 年以上 6 年未満	2%
	2 年未満	
4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	2%
	4 年以上 5 年未満	1%
	1 年以上 2 年未満	2%
	1 年未満	1%
1 年以上 2 年未満	2 年未満	2%
1 年未満	1 年以上 2 年未満	2%
	1 年未満	1%

備考

本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。

(ア) 当該施設・事業所の職員 1 人当たり平均勤続年数は、(イ) の算定の対象となる職員について (ウ) の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総勤続年数を、当該職員の数により除して得た年数（6 月以上の端数は 1 年とし、6 月未満の端数は切り捨てること。）をいうこと。

(イ) 職員 1 人当たり平均勤続年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。（居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員 1 人当たり平均勤続年数を算定すること。）ただし、常勤職員以外の者であっても、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなすこと。

(ウ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定

める教育・保育施設及び同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算するものとする  
こと。

- ①学校教育法第 1 条に定める学校及び同法第 124 条に定める専修学校における勤続年数
- ②社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
- ③児童福祉法第 12 条の 4 に定める施設における勤続年数
- ④認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑤医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師又は看護師に限る。）

(工) (ア) の職員 1 人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の 4 月 1 日現在において行うこと。

(2) 都道府県知事は、市町村長に支援法による確認を行った施設・事業所の設置者から別紙様式 1 \* の「加算率認定申請書」（賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式 2 \* の「賃金改善計画書」及び別紙様式 3 \* の「キャリアパス要件届出書」を添付）を取りまとめさせ、加算率の適用に該当するかどうか及び適用する加算率の値を確認すること。

## 2 加算の要件

### (1) 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

① 次のいずれかの年度の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金に対して改善するものであること。

a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度

b) 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設については平成 24 年度

なお、当該改善の起点となる賃金については、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準とすること。

② (イ) ②により算定される賃金改善見込額が (イ) ①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式 2 の「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

#### ①加算見込額

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」  
×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率(%)×100」  
×「12月(賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときか  
ら直近の3月までの月数)」

(年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て)

②賃金改善見込額

各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該改善  
に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。)の総額

③賃金改善を行う給与項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一  
時金等)等を記載すること

④賃金改善実施期間

4月から翌年3月まで(年度の途中で支援法による確認を受けた施設・事業所については、  
支援法による確認を受けたときから直近の3月まで)

⑤賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること

(ウ) (イ) ①の平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みに  
ついては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

(エ) (オ) ①の**加算実績額**と(オ) ⑤の**賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して  
差額が生じた場合**については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に  
充てること。

(オ) 年度終了後速やかに市町村長に対して以下の事項を含んだ**別紙様式4\***の「賃金改善  
実績報告書」を提出すること。

①加算実績額

(算式)

「当該年度における処遇改善等加算の総額(実績)」×「賃金改善要件分に係る加算率  
(%)」÷「加算率(%)」(千円未満の端数は切り捨て)

②賃金改善実施期間

③②の期間における次の事項

- ア 対象となる職員の総数
- イ 賃金改善を実施した職員数
- ウ 職員に支給した賃金総額
- エ 職員一人当たりの賃金月額

④実施した賃金改善の方法

⑤④の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数は切り捨て）

次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

- ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）
- イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）

⑥①の加算実績額と⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額（残額が生じた場合に限り。）及び職員への支払い方法

⑦職員 1 人当たりの賃金改善額

(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員を含む。）とすること。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象とはならないこと。

なお、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。

(キ) 略

(ク) 略

(ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

(コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。

## (2) キャリアパス要件

次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- ①施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ②①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- ③①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- ①施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次のa)及びb)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
  - a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。
  - b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ②①について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

### 3 虚偽等の場合の返還措置

都道府県知事は、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により(1)及び(2)の要件分に係る支給を受けた場合には、市町村長に対し、既に支給された処遇改善等加算に係る施設型給付費の全部又は一部の返還措置を講じることを命じることとする。

\*文中の別紙様式1～4は、別添の付録参照

※注記 全保協事務局

## ◆「放課後児童クラブ運営指針」の策定◆

平成27年4月1日、「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、各自治体宛に通知が発出されました。

これは、平成19年に策定された「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて運営される放課後児童クラブについて、その運用の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくことを目指すものです。

### 放課後児童クラブ運営指針

#### 1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

##### 第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

##### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

##### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

##### 第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. 子ども集団の規模（支援の単位）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

##### 第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携

3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

#### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

#### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

\*放課後児童クラブ運営指針の内容は、別添の付録参照

#### 【訂正】

全保協ニュースNo.15-01において、以下の通り誤りがございました。  
お詫びして訂正いたします。

目次並びに表題

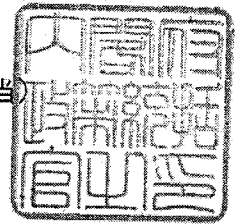
誤) 平成 26 年度人事異動 → 正) 平成 27 年度人事異動

なお、ホームページ掲載版は訂正したものとなっております。

府政共生第349号  
26文科初第1463号  
雇児発0331第10号  
平成27年3月31日

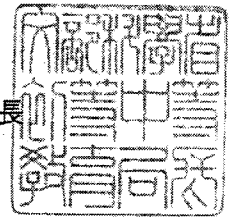
各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）



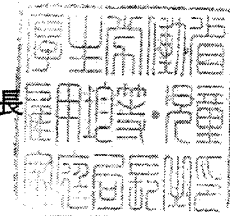
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

### 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）（以下「告示」という。）については、本日公布されたところであるが、このうち処遇改善等加算に係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。



## 記

### (目的)

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

### (加算対象)

全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の職員を対象とする。

### (加算率の認定)

処遇改善等加算（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が行うこととし、その基準及び事務処理は次によられたいこと。都道府県知事は、施設・事業所ごとに認定した加算率を管轄する市町村長に通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者に通知することとする。

### (賃金改善要件分等に係る用途)

施設型給付費及び地域型保育給付費は、委託費として支給を受ける私立保育所（都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所をいう。以下同じ。）を除き、その用途を制限しないことを基本としているが、賃金改善要件分に係る加算率に基づき支給される処遇改善等加算の額については、上記目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。

### (提出時期)

加算の認定を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

## 1 加算率の区分

- (1) 当該施設・事業所に対する処遇改善等加算の加算率は、職員1人当たり平均勤続年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

ただし、平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。以下同じ。）のうち、平成26年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員1人当たり平均勤続年数（以下「平成26年度の平均勤続年数」という。）が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げ

る年数に該当し、かつ、職員1人当たりの平均勤続年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が3%となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けないものとする。

(加算率区分表)

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	4%	1%
10年以上 11年未満	12%	3%	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		
備考			
1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。			
2 賃金改善要件分は、2(1)の賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、2(2)のキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。			

(保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表)

①平成26年度の平均勤続年数	②職員1人当たりの平均勤続年数	③賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上 8年未満	2%
	4年以上 6年未満	
	2年未満	
5年以上 6年未満	4年以上 6年未満	2%
	2年未満	
4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	2%
	4年以上 5年未満	1%
	1年以上 2年未満	2%
	1年未満	1%
1年以上 2年未満	2年未満	2%
1年未満	1年以上 2年未満	2%
	1年未満	1%
備考		
本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。		

(ア) 当該施設・事業所の職員 1 人当り平均勤続年数は、(イ) の算定の対象となる職員について (ウ) の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総勤続年数を、当該職員の数により除して得た年数 (6 月以上の端数は 1 年とし、6 月未満の端数は切り捨てること。) をいうこと。

(イ) 職員 1 人当り平均勤続年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員 (嘱託職員等の非常勤職員を除く。) とすること。(居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員 1 人当り平均勤続年数を算定すること。) ただし、常勤職員以外の者であっても、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなすこと。

(ウ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設及び同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算するものとする。

- ① 学校教育法第 1 条に定める学校及び同法第 124 条に定める専修学校における勤続年数
- ② 社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
- ③ 児童福祉法第 12 条の 4 に定める施設における勤続年数
- ④ 認可外保育施設 (児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設) における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑤ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数 (保健師又は看護師に限る。)

(エ) (ア) の職員 1 人当り平均勤続年数の算定は、当該年度の 4 月 1 日現在において行うこと。

ただし、年度の途中に新たに子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項及び同法第 29 条第 1 項の市町村による確認 (同法附則第 7 条及び第 8 条のみなし確認を含む。以下「支援法による確認」という。) を受けた施設・事業所における当該算定については、その支援法による確認を受けた日現在において行うこと。

なお、当該算定を行った後に、算定の対象となった職員の異動があつても、当該年度中においては、加算率の変更は行わないものであること。

(2) 都道府県知事は、市町村長に支援法による確認を行った施設・事業所の設置者から別紙様式 1 の「加算率認定申請書」(賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式 2 の「賃金改善計画書」及び別紙様式 3 の「キャリアパス要件届出書」を添付させること。) を取りまとめさせ、加算率の適用に該当するかどうか及び適用する

加算率の値を確認すること。

なお、賃金改善要件分のうちキャリアパス要件分については、別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を都道府県に提出していることをもって要件に適合したものとすること。その際、キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者が過年度に別紙様式3を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

## 2 加算の要件

### (1) 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

① 次のいずれかの年度（以下「基準年度」という。）の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の賃金（退職手当を除く。翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。

a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度

b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度

なお、当該改善の起点となる賃金については、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準とすること。

② (イ) ②により算定される賃金改善見込額が(イ) ①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式2の「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

#### ① 加算見込額

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（％）×100」×「12月（賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）等の補助金（以下「私学助成等」という。）を受けていた認定こども園又は幼稚園については、当該基準年度における私学助成等による収入額が公定価格及び利用子ども数の見込みをもとに算出した額（公定価格による見込額）から当該加算見込額を控除して得た額を上回っている場合であって、当該加算見込額を含む公定

価格による見込額から当該私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とすることが適当と都道府県知事が認めるときは、当該額を加算見込額とすることができる。この場合においても、当該認定こども園又は幼稚園の教育・保育に支障のない範囲内で賃金水準の維持及び向上に努めることとすること。

- ② 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額
  - ③ 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること
  - ④ 賃金改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中で支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けたときから直近の3月まで）
  - ⑤ 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること
- (ウ) (イ) ①の平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。
- (エ) (オ) ①の加算実績額（基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園については、(ア) ②の賃金改善見込額とすることが適当と都道府県知事が認める額に準じて都道府県知事が認める額）と(オ) ⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。
- (オ) 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式4の「賃金改善実績報告書」を提出すること。

① 加算実績額

(算式)

「当該年度における処遇改善等加算の総額（実績）」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）」÷「加算率（%）」（千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園のうち、(イ) ①のただし書きの適用を受ける施設については、当該加算実績額を含む公定価格及び利用子ども数の実績をもとに算出した額から当該基準年度における私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とすること。

② 賃金改善実施期間

③ ②の期間における次の事項

- ア 対象となる職員の総数
- イ 賃金改善を実施した職員数
- ウ 職員に支給した賃金総額
- エ 職員一人当たりの賃金月額

④ 実施した賃金改善の方法

⑤ ④の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含

む。千円未満の端数は切り捨て) 次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。)

イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。)

⑥ ①の加算実績額と⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額(残額が生じた場合に限る。)及び職員への支払い方法

⑦ 職員1人当たりの賃金改善額

(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員(非常勤職員を含む。)とすること。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象とはならないこと。

なお、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。

(キ) 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設・事業所は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

(ク) 複数の施設・事業所を運営する事業者である場合は、(イ)①及び(オ)①の加算見込・実績額の合計額の範囲で、同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分を行うことができること(都道府県又は市町村の圏域を超えて施設・事業所を複数有する場合を含む。)。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算見込・実績額により、賃金改善計画書・実績報告書を作成し、申請することとする。その際、施設・事業所ごとの内訳表を添付すること。

また、申請は施設・事業所単位を原則とするが、同一市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支えないものであること。

(ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

(コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。

## (2) キャリアパス要件

次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

① 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払

われるものを除く。)について定めていること。

- ③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- ① 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の a) 及び b) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。

a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。

b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

- ② ①について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

### 3 虚偽等の場合の返還措置

都道府県知事は、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により（１）及び（２）の要件分に係る支給を受けた場合には、市町村長に対し、既に支給された処遇改善等加算に係る施設型給付費の全部又は一部の返還措置を講じることを命じることとする。

別紙様式 1

平成 年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書

知 事 殿

平成 年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	
設 置 者	(印)

①Cをもとに適用される 基礎分の値	②賃金改善要件分の値		③キャリア パス要件	施設・事業所に適用される 加算率 (①+②)
	③が否の場合は、キャリアパス要件分の値 を減じること。			
%	適・否	%	適・否	%

※保育所における経過措置に該当する場合のみ記入すること。

平成26年度の 平均勤続年数	前年度賃金改 善要件分の値
年	%

定 員		地 域 区 分		開 設 年 月 日		年 月 日	
職員1人 当たり平均 勤続年数	氏 名	職 種	ア 現に勤務する 施設・事業所の 勤続年数	イ その他の 施設・事業所の 通算勤続年数	ウ 合計 ア+イ	その職種の資格取得 年 月 日	
			年 月	年 月	年 月		
	合 計	A 人			B		
	職員1人 当たり平均 勤続年数	(算式) $B \div A = C$ (6月以上の端数は切り上げ)				C	年

- 注) 1 職員1人当たり平均勤続年数のC欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、各年度4月1日現在により算定すること。
- 3 1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員は含めないものとする。

市町村審査

担当者名

(印)



平成 年度賃金改善計画書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

(1) 賃金改善について

① 加算見込額		円
② 賃金改善見込額総額		円
③ 賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	

(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について

① 賃金改善見込額		円
② 賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )	
③ 賃金改善実施期間	(留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。	

(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について

① 賃金改善見込額		円
② 賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )	
③ 賃金改善実施期間	(留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。	

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日  
 事 業 者 名  
 代 表 者 名



別紙様式2（添付書類）

資金改善計画書（内訳表）

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名	算式による加算見込額（円） （注1）	配分調整後の加算見込額（円） （注2）
				合計額	合計額

注1：2（1）（イ）①により算定された加算見込額

注2：2（1）（ク）による配分調整後の加算見込額

平成 年度キャリアパス要件届出書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

キャリアパスに関する要件について

次の内容について、当てはまるものに○をつけること。 (①及び②に該当していれば本要件を満たす。)	
① 次の a から c までのすべての要件を満たす。 a 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。 b 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 c 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。	該当 ・ 非該当
② 次の d 及び e の要件を満たす。	該当 ・ 非該当
d 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	
e dの実現のための具体的な取り組みの内容	ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。(資質向上のための計画を添付すること。)
	イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日  
 事業者名  
 代表者名



平成 年度賃金改善実績報告書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

(1) 賃金改善実績

① 加算実績額		円
② 賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
③ 賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)		円
ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額		円
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額		円
(再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額		円
④ 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額 (①-③) (残額が生じた場合のみ)		円
支払った給与の項目	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )	
具体的な支払い方法		

(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績

ア 常勤職員

① 対象職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月))		人
② 賃金改善を実施した職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月))		人
③ 対象職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月))		人
④ 賃金改善を実施した職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月))		人
⑤ 支給した賃金総額 (1)②の期間における総額)		円
⑥ 職員1人当り賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)		円
⑦ 賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額)		円
ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額		円
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額		円
⑧ 賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )	
賃金改善の具体的な方法		
⑨ 1人当り賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)		円

イ非常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円
⑥	職員1人当り賃金月額 （1円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)②の期間における総額）	円
	ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
	改善した給与の項目	
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	1人当り賃金改善月額 （1円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円
⑥	職員1人当り賃金月額 （1円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)②の期間における総額）	円
	ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
	改善した給与の項目	
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	1人当り賃金改善月額 （1円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日  
 事業者名  
 代表者名

印

別紙様式4（添付書類）

賃金改善実績報告書（内訳表）

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名	算式による加算 実績額（円） （注1）	配分調整後の加算 実績額（円） （注2）
				合計額	合計額

注1：2（1）（オ）①により算定された加算実績額

注2：2（1）（ク）による配分調整後の加算実績額

## 放課後児童クラブ運営指針

### 1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

- 第1章 総則
  - 1. 趣旨
  - 2. 放課後児童健全育成事業の役割
  - 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- 第2章 事業の対象となる子どもの発達
  - 1. 子どもの発達と児童期
  - 2. 児童期の発達の特徴
  - 3. 児童期の発達過程と発達領域
  - 4. 児童期の遊びと発達
  - 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項
- 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容
  - 1. 育成支援の内容
  - 2. 障害のある子どもへの対応
  - 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
  - 4. 保護者との連携
  - 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- 第4章 放課後児童クラブの運営
  - 1. 職員体制
  - 2. 子ども集団の規模（支援の単位）
  - 3. 開所時間及び開所日
  - 4. 利用の開始等に関わる留意事項
  - 5. 運営主体
  - 6. 労働環境整備
  - 7. 適正な会計管理及び情報公開
- 第5章 学校及び地域との関係
  - 1. 学校との連携
  - 2. 保育所、幼稚園等との連携
  - 3. 地域、関係機関との連携
  - 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ
- 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策
  - 1. 施設及び設備
  - 2. 衛生管理及び安全対策
- 第7章 職場倫理及び事業内容の向上
  - 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
  - 2. 要望及び苦情への対応
  - 3. 事業内容向上への取り組み

## 2. 放課後児童クラブ運営指針

### 第1章 総則

#### 1. 趣旨

- (1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

#### 2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

#### 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

##### (1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

##### (2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等



の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

### (3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

### (4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

### 1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化

する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

## 2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

## 3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

### (1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

### (2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに

注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

### (3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

## 4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

## 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にしながら育成支援を行うことが求められる。

### (1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

○ 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。

- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
  - 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。
- (2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮
- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
  - 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。
- (3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮
- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
  - ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
  - 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。
- (4) 遊びと生活における関わりへの配慮
- 子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。
- 子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### 1. 育成支援の内容

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。
- (2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

- (3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。
- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
    - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
    - ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
    - ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
    - ・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
  - ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
    - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
    - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
    - ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
  - ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
    - ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
    - ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
    - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
  - ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
    - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
    - ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
  - ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
    - ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
    - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるよ

うにする。

- ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
  - ・ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
  - ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
  - ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
  - ・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子どもの達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
  - ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
  - ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
  - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
  - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
  - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
  - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

- ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
  - ・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
  - ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

## 2. 障害のある子どもへの対応

### (1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

### (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

### 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

#### (1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

#### (2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

#### (3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

### 4. 保護者との連携

#### (1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

#### (2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

#### (3) 保護者及び保護者組織との連携



- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

## 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### (1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

### (2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつ発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

## 第4章 放課後児童クラブの運営

### 1. 職員体制

- (1) 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

- (3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

## 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

## 3. 開所時間及び開所日

- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

## 4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

## 5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
  - 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
  - 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
  - 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
  - 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
  - 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
  - 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

## 6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

## 7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保

護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

## 第5章 学校及び地域との関係

### 1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

### 2. 保育所、幼稚園等との連携

- (1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育所、幼稚園等と子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

### 3. 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

### 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
  - 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
  - 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
  - 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど

関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 1. 施設及び設備

#### (1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

#### (2) 設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

### 2. 衛生管理及び安全対策

#### (1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

#### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事象や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

### (3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

### (4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

## 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課

後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

## 2. 要望及び苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。
- (3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

## 3. 事業内容向上への取り組み

### (1) 職員集団のあり方

- 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

### (2) 研修等

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよ

うに、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。



## 【参考】

## 「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント①

### 策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならぬこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとした。

### 策定及び見直しの3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることを求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

# 「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント②

## 運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の間わりを大切にして育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たった際の考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。  
 委員会等のメンバーは、以下のとおり。  
 （五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、＊はWGメンバー）

氏名	所	氏名	所	氏名	所
秋元 紀子＊	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課	佐藤 晃子＊	九州産業大学非常勤講師	山岡 由加子＊	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長
飯野 美伽＊	湯島児童館 主査 育成室担当	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授	山岡 由加子＊	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長
岡部 浩	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	中川 一良＊	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長	山岡 由加子＊	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長
尾木 まり＊	母子自立支援員・婦人相談員	○野中 賢治＊	鎌倉女子大学非常勤講師	山岡 由加子＊	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長
小野 さとみ＊	千葉県浦安市子ども部青少年課長	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校校長	山岡 由加子＊	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長
◎柏女 霊峰	有限会社エムアムエムイソク 子どもの領域研究所所長	<事務局>		山岡 由加子＊	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

# 「放課後児童クラブ運営指針」の概要①

## 運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

## 第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

## 第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

## 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

## 第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

## 第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

## 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み



## 「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

### 運営指針の主な内容

#### 第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

#### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子ども達の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
  - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
  - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
  - ・ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子どもの関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

#### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ② 子どもの出席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④ 日常生活に必要な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間常に栄養面や活力度から必要とされるおやつの適切な提供
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

## 「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

### 第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間となる時間を前提として設定されること求められる。
- 子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

### 第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的、積極的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子ども達の発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。



## 「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった際の課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。